

難易度
初級

ゼロからわかるインド特許実務

2019年7月31日(水) 13:30~17:00

講師 Kshitij Malhotra (シティージ・マルホトラ) 氏 GLOBAL IP India
インド特許弁護士



講師 高橋 明雄 氏 グローバル・アイピー東京特許業務法人 代表弁理士



◆複数のインド代理人に同じ質問をしても回答が異なるため、対応策を決めることができずに困った経験をお持ちの方も多いのではないのでしょうか?

◆最高裁や知財高裁の裁判例の蓄積により法律上の問題点がほとんど解消されている日本の特許制度とは異なり、新興国においては特許制度そのものが十分に確立されていないことも珍しくありません。インドでは法解釈や運用が不明確なものが多数存在し、インド代理人自身も明確な回答を持ち合わせていない場合があります。インド代理人によって回答が異なるのは、各インド代理人が個人的意見を述べているためです。

◆本セミナーでは最新の裁判例や審決、近年の審査スピード向上に伴う拒絶理由通知(FER)への対応やその後の流れも取り上げながら、法解釈や運用が明確な部分と不明確な部分分かるように説明いたします。

◆なお、本セミナーはインド特許弁護士が一方的にインド特許実務を解説するものではなく、日本弁理士とインド特許弁護士が日本企業にとって重要と思われるポイントを事前に議論した内容をコンパクトにお伝えするものです。セミナーは基本的に日本語で進められ、英語部分については日本語でポイント解説が行われます。英語に自信のない方も安心してご参加下さい。

<アジェンダ>(アジェンダは変更となる場合がございます。)

第1部: Introduction

第2部: 出願

◆出願手続の概要

◆審査開始条件と審査スピード

◆外国出願情報提供制度(特許法第8条)

第3部: 中間

◆FER対応

◆補正要件(特許法第57条)

◆分割出願(特許法第16条)

第4部: 権利化後

◆異議申立制度(特許法第25条)及び特許無効審判(特許法第64条)

◆特許発明実施報告(特許法第146条)

◆強制実施権(特許法第84条)

◆特許年金(特許法第53条)

第5部: その他

◆発明でないもの

>コンピューター・プログラム(特許法第3条(k))

>特許法第3条(d)

◆インド居住者による発明(特許法第39条)

【対象者】◇インド特許実務に関心をお持ちの方。技術知識、技術分野、インド特許実務経験は問いません。

◆日時 2019年7月31日(水) 13:30~17:00

◆会場 虎ノ門三丁目ビルディング1階 研修室(東京都港区虎ノ門3丁目1-1)

◆定員 40名

◆講師 Kshitij Malhotra (シティージ・マルホトラ) 氏 GLOBAL IP India インド特許弁護士
高橋 明雄 氏 グローバル・アイピー東京特許業務法人 代表弁理士

◆受講料 会員無料・一般5,000円(※消費税8%込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)